

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2024年3月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコハビル4階
TEL0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

梅の花はあっという間に満開となりました。この調子で桜の開花も早まるのかと思うと、もう少しゆっくり季節の移ろいを味わいたいと思うのは私だけでしょうか。季節の変わり目、皆様にはしっかりと体調を整えていただきたいと願っています。

さて、今回は財産管理等委任契約を取り上げています。これを若い頃からしたいという方は滅多にいらっしゃいません。そして、年若いなお、積極的にしたいという方は非常に少ないのです。なぜなら判断能力がしっかりしていさえすれば自分のことは自分でしたい、と思うのが人情というものだからです。そして悲しいかな、判断能力が衰えてから不都合、不便を感じはじめ、財産管理のサポートの必要性に気づく方は実はそれほど多くはありません。そのときには既に手遅れになっているからです。判断能力が衰える直前くらいに親族など周囲の方たちが気づき、慌てはじめます。自分では何もできなくなった、そして周囲に迷惑をかけている、つまり時すでに遅しという場合が多いのが現状なのです。

季節の変わり目はあっという間に過ぎていきますが、自らの能力の限界、変わり目も同じようにとらえて、しっかりしているうちに必要な手続きを踏んでおきたいものですね。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

前号では任意後見契約で同時に締結されることの多い「見守り契約」をご紹介したので、今回も同様に任意後見契約をサポートする「財産管理等委任契約」について詳細をお話していきます。

「財産管理等委任契約」は、自分の財産の管理と療養看護に関する事務を委任する契約です。それだけを聞くと後見制度との違いがわからないかもしれませんが、その違いは判断能力の有無です。判断能力の低下が条件となる後見制度に対し、「財産管理等委任契約」は判断能力がある方が対象となります。つまり、判断能力はあるが高齢で身体能力が衰え外出が難しくなってしまった場合等に備える契約なのです。

では、具体的にどのような行為を任せることができるのでしょうか。大きく「財産管理」「療養看護」で分類されますので、カテゴリーごとに確認しましょう。まずは財産管理です。こちらは預金の引き出しや振込といった金融機関との取引、家賃収入等の定期収入の管理、公共料金の支払い、納税支払い等があたります。そして療養看護ですが、こちらは医療機関や介護施設への入院（入所）手続きや介護サービスの契約手続き・支払い等が該当します。

続いて、「財産管理等委任契約」が何故、任意後見契約とセットで締結されることが多いのかをご説明します。前述のとおり、後見制度は判断能力が低下しない限りはその効力が発動することはありません。いくら任意後見契約をしていても、病気が怪我で動けなくなったときに任意後見受任者（任意後見人になる予定の人）に財産管理や療養看護を依頼することはできないのです。つまり、この落とし穴を埋めるのが「財産管理等委任契約」ということとなります。弊社でも任意後見契約を結ぶ際にはセットでご案内しているのはこのためです。老後に備え、少しでも不安を取り除くお手伝いができれば幸いです。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました!!
どうぞよろしく☆



「財産管理等委任契約」は公的な手続を必要とせず、個人間でも契約できます。一方で、監督機関がないこと、公的な信用度が低いというデメリットもありますので、司法書士等の専門家に委任し、任意後見契約と共に公正証書で作成しておくことより安心できるでしょう。

次号は「死後事務委任契約」です。

